

健感発 0522 第 7 号
令和 2 年 5 月 22 日

各

都道府県
政 令 市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

狂犬病の流行地域より入国し当該疾病への感染が疑われる者の
診療等に関する周知の徹底について（依頼）

今般、別添のとおり、フィリピンからの入国者で狂犬病の輸入感染症例が確認されました。

昭和 33 年以降、我が国において動物における狂犬病の発生は認められていませんが、世界各地では依然として狂犬病の流行が続いております。狂犬病発生地域において滞在期間中に動物に咬まれるなど、狂犬病に感染したおそれのある者等について、引き続き適切な対応が講じられるよう、医療機関等の関係者に対する周知徹底をお願いします。

（参考情報）

厚生労働省 HP「狂犬病」

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou10/>

厚生労働省 HP「狂犬病に関する Q&A」

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou10/07.html>